

日本古代の王・王妃称号と「大王・太后」

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2014-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉村, 武彦 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/16806 |

日本古代の王・王妃称号と「大王・太后」

吉 村 武 彦

Ohokimi (大王) and Ohokisaki (太后) :
The Titles of a King and Queen in Ancient Japan

YOSHIMURA Takehiko

The title of a monarch in Japan since ancient times has always been “emperor” or “*tenno* 天皇,” and the title of his legitimate wife is “empress” or “*kogo* 皇后.” These titles still remain adopted in Japan, and it is clear that these titles were legally defined by the Kiyomihara Code (689) at latest. While the dominant view is that the title of *tenno* started during the reign of Emperor Temmu (r. 673-686), some argue that it started during the reign of Empress Suiko (r. 593-629). Japanese ancient historians, however, still debate over the titles of Japanese monarch and his legitimate wife before the seventh century, and some scholars even misunderstand sources.

The dominant hypothesis is that the term “*ohokimi* 大王” or a great king was used prior to the adoption of the title of *tenno*. However, this hypothesis is not necessarily tested against textual evidence. Some speculate that the term “*ohokisaki* 太后” was used prior to the adoption of the title *kogo*, but many scholars are critical about this. Frankly speaking, the titles of monarch and his legitimate wife in ancient Japan still remain unknown.

Against such background, discussion of the titles of ancient Japanese monarch and his wife should be an important contribution to understanding about the history of ancient Japan during the times of the Yamato Court and *Ritsuryo* state. In this paper, the author first reviews research into the title of *tenno*. Second, the author clarifies sources relevant to the issues of the titles of Japanese monarch before the seventh century, reviews the history of research into this issue, and points out that the title of *ohokimi* was a honorific. Finally, the author argues that the title of *taiko* was also honorific. In other words, neither *ohokimi* nor *ohokisaki* was a formal, legal title.

《個人研究第1種》

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

吉村武彦

はじめに

日本の君主称号は古代から「天皇」であり、その嫡妻の称号は「皇后」である。この制度が現在まで続いているが、その天皇・皇后号の成立は、遅くとも浄御原令（持統3年、689年施行）には制度的に成立していたことは、ほぼ明らかになっている。しかしながら、天皇・皇后以前の称号に関しては、いまだに定説がなく、むしろ誤解が多くみられるのが現状である。

天皇の称号以前は、「大王」が使用されたとする学説が有力なように思われるが、実は必ずしも実証された学説というわけではない。また、「皇后」については「大后」と思われているが、批判的な意見も少なくない。極端に言えば、天皇号以前のヤマト王権時代の君主（国王）称号は、いまだ確定していないのである。

このような研究のなか、あらためて国王（王、大王、天皇）と国王妃（大后、皇后）の称号問題をとりあげ、これまでの研究状況と解決への視点を述べることは、ヤマト王権と律令制国家の歴史にとって重要な課題である。本稿では、第一節で天皇号についての研究の現況を述べ、第二節で天皇号以前の称号問題、第三節で大后に関する問題について述べることにしたい。

結論を先に述べておけば、「大王」も「大后」も正式の称号ではなく、尊称と解釈するのが妥当だと思われる⁽¹⁾。

一 天皇号の成立等をめぐる研究状況

(1) 天皇号の成立時期

今日まで続く「天皇」という君主号は、律令法によって制度化された。現在の有力な見解は、天武朝で「天皇」の語が使用されはじめ、持統3年（689）の浄御原令に規定されたとする説である。ただし、研究者の一部には推古朝説などがあり、まだ完全な意見の一致をみていない。

この君主号の問題は、日本の国内だけではなく、漢字・漢語が「世界語」である東アジア地域ではどのような政治的意味をもつのか、国際的な視点が必要である。それは単に漢語の称号であるからと

いう理由ではない。天皇号が日本だけではなく、中国の唐でも使用されていたからである⁽²⁾。

このように、唐皇帝が「天皇」の名称を使用した事実を重視してきたのは、渡辺茂⁽³⁾や東野治之⁽⁴⁾らの研究視角である。それでは、唐との国際関係のなかで称号問題を考察する方法とは、どのようなことであろうか。具体的にいえば、唐皇帝に対し674年（唐暦で上元元年、天武3年）に「天皇」、皇后に「天后」が称されるようになった。こうした両国における天皇号使用問題から、日本における天皇号の使用時期を考える方法である。

唐帝国から見て、東夷の蕃国にあたる倭国・日本が、もし天皇号を使用していたならば、国王称号であるから遣唐使を通じて唐に伝わることになる。なぜなら、遣唐使（遣隋使）が朝貢すると、皇帝から「風俗」が問われることになるからである。たとえば『隋書』倭国伝の開皇20年（600）条には、「上（文帝）、所司をしてその風俗を訪わしむ」と記されている。こうした外交の形式をみると、倭国において「天皇」号が使用されていたなら、唐に伝わることになる。

したがって、蕃国である倭国の天皇号の使用を知りながら、唐皇帝が「天皇」号を称することがあったのかどうか、という問題になる。言葉を換えれば、唐皇帝が使用する君主の称号ないし尊号に対する、唐皇帝の政治認識の問題とすることができる。というのは、古くは隋皇帝の煬帝が、倭国王が隋と同じ「天子」号（日出処天子）を呼称したことで、激怒したことが現実起きたからである（『隋書』倭国伝）。中国皇帝と東夷の国王称号が、同一であるとは想定できないからであろう。このような考え方によれば、唐が、東夷の倭国が用いた「天皇」の称号を、たとえ尊号であっても使うことはありえないと思われる。

しかしながら、実際には674年に唐皇帝に対し、天皇の称号が使用されていた。この事実からすれば、それ以前の遣唐使によって、倭国から天皇号使用の事実は伝えられていなかったことになる。こうした両国の国際関係における歴史的事実を重視する必要がある。唐皇帝が天皇号を名乗る以前の遣唐使の派遣は、天智8年（669）になる。したがって、この時点までに倭国では天皇号は使用されていなかったと判断せざるをえない。

このように、唐帝国と東夷の倭国における天皇号使用の事実から、唐が倭国王の称号「天皇」を知りながら、自ら天皇号を使うことは不可能とみて、倭国の天皇号成立の時期を考察するのである。こうした見地によれば、倭国における天皇号の制度的使用は、天智8年（669）の遣唐使派遣以降に設定しなければならない。天智8年以後は、大宝2年（702）の発遣となる。大宝令で天皇号が規定されていることはまちがいない、その間に成立時期を考えることになる。現在のところ、同時代の「天皇」史料は、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡出土の木簡で、天武朝である。したがって、7世紀後半の天武朝には、天皇の語が使われていたことは明らかである。

ところが、それ以前の推古朝においても、天皇号が使われたとする学説もある。史料としては、

(1) 法隆寺金堂の薬師如来像の光背裏面に「小治田大宮治天下大王天皇」の語句

(2) 中宮寺所蔵の天寿国繡帳に「天皇」の語

が記されているからである。(1)(2)の史料が、推古朝に使用されたことが歴史的事実であるとすれば、天皇号推古朝使用説は成立する。

しかしながら、これらの文字史料が、推古朝当時に作成されたという確実な根拠がない。(1)は後刻、(2)も後に作成された可能性が強いからである。このように推古朝説にはまだ疑問が多く、今日では否定説が有力である。

また、(3)『日本書紀』推古16年(608)9月条には、隋使が持参した国書の文言「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す」という記述がある。この「天皇」の語を、隋皇帝の煬帝に不快感を与えた「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す」(『隋書』倭国伝)の文言を意識的に変えた文とみて、天皇号が推古朝に使われたとする説もある⁽⁵⁾。推古紀には「天皇記・国記」(推古28年条)の語もあるが、これらは『書紀』編纂時の修飾とみる解釈が一般的であり、にわかに賛同することはできない。なお、『隋書』倭国伝の記事については、後述する。

(2) 天皇号の思想的意味

最初に、「天皇」の語の政治思想的意味について、これまでの研究を述べておきたい。従来から指摘されているように、天皇の語は中国の道教思想と深い関係にある。天皇は、「地皇」「人皇」と並ぶ用語であるが、北極星が神格化された呼称である「天皇大帝」は、かつて道教思想において宇宙の最高神として位置づけられていた。興味深いことに、天武天皇の和風諡号である「天渟中原瀛真人」にみられる「瀛の真人」とは、仙人が住む神山の一つである瀛州の真人(しんじん)のこと。こうした事実からみると、天武は道教思想との関係が強いと理解されてきた。したがって、天武朝に「天皇」の称号が使用されることは、天武天皇の性格からみると必ずしも不都合ではない。天武朝における天皇号始用説は、このように整理することができるだろう。

次に、律令法における天皇の用法について述べておきたい。大宝令(701年)の公式令詔書式条に、「御宇日本天皇詔旨」の字句があり(『令集解』同条古記)、法的には隣国の唐と蕃国の新羅への詔書に、「日本天皇」の言葉を使用する決まりであった。つまり、「御宇(宇内を御す)日本天皇」として、隣国・蕃国宛の文書に記されることになっていた。このように天皇号の使用は、蕃国(新羅)と密接な関係にあった。ただし、『日本書紀』における天皇の用語の使用方法は、この規定には必ずしも合致しない。

この「御宇日本天皇」の語句は、天皇号成立以前は、銀錯銘大刀(後述、図3)に「治天下獲□□□□大皇」とみえるように「治天下の王(大王)(天の下を治らしめす王)である。後述するように、

〔図1〕法隆寺薬師如来像光背銘

池辺大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大御病
 太平欲坐故將造寺薬師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇及
 東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

(注) 旧字は、新字に改めた。

史料にみえる「大王」は国王への尊称であり、本質的には「治天下の王」である。一方の金錯銘鉄剣（後述、図2）には、乎獲居（ヲワケ）が「左治天下」したことが記載されており、ヲワケが奉事（仕奉）した王は「治天下」となる。このように獲加多支鹵（ワカタケル）は、同じ「治天下の王」として扱われている。なお、5世紀以前の邪馬台国時代には、「治天下」の語はまだみえず、こうした世界観は成立していない。

この「御宇」と「治天下」とは、同じ「あめのしたしらす」と読んでいる。その政治的に意味するところは、蕃国（新羅）のほかに、夷狄（隼人・蝦夷）支配を内包する事実が必要なイデオロギーであった。つまり、統治体制に夷狄支配を組み込まないと、「御宇（治天下）」という観念は生じない。こうした律令制支配のもとで、列島の夷狄である隼人・蝦夷に対して、「御宇天皇」として振る舞う必然性があったのである。

『古事記』『日本書紀』における天皇史をみれば、その統治範囲は、時間とともに拡大していく。初代の王は、列島の一部である「国」程度であったろうが、やがて列島の大半（東北北部と北海道を除く）を統治し、さらに蝦夷・隼人などの夷狄や、海外の蕃国（伽耶・百済・新羅等）への軍事的支配権をもつようになる。換言すれば、夷狄や蕃国を支配下におさめた結果、天皇が支配・統治する世界が「御宇天皇（治天下王）」と呼ばれるようになると思われる。

こうした「御宇」の語が意味するところは、「凡そ倭の屯田は、毎に御宇す帝皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇すに非ずは、掌ること得じ」（『書紀』仁徳即位前紀）とあるように、「御宇すに非ず」ことになれば、天皇固有の行為として「倭の屯田」を管理することもできなくなる。『古事記』において、すべての天皇に「***宮に坐して、天下治らしき」と記されているのは、こうした「治天下（御宇）」行為が必要とされたからである。

ただし、東アジア世界では別の世界観とも競合する。東アジアの中心である宋から「倭国王」に冊封され、宋の外臣となる倭国王（たとえばワカタケル）は、本来ならば自らの天下を称することができないはずである。それにもかかわらず、ワカタケルが「治天下」を称することは、中国の華夷の世界秩序に身を置きながら、それとは別に自らの倭国的世界を形成していたからであろう。倭国王は、中国向けと国内向けという二重の世界構造に自らの立ち位置を定めていた。

このように「治天下王」として振る舞った倭国王の政治的意図は、朝鮮半島の蕃国と列島の夷狄（隼人・蝦夷）を服属させ、朝貢させることにあった。なかでも蕃国支配は、石母田正が強調したように、鉄をはじめとする資源と文化の輸入を確実に実現させるためである。そして、列島の文明化には、半島から渡来系移住民を安定的に受け入れることが必要となった⁽⁶⁾。中国皇帝が、東夷の蕃国に求めたのは、有徳の天子に対する朝貢のかたちであった。ヤマト王権の場合、鉄資源や技術・文化を持つ人々の移住という、現実的な利益を求めていたのである。

二 天皇号以前の称号問題

(1) 同時代史料からみた王の称号

さて、ヤマト王権における「天皇」以前の君主号は、一般に「大王」の学術用語が用いられてきた。しかしながら、結論的に述べれば、「大王」の用語は尊称として使われているにすぎず、称号とする説はいまだ論証されていない。尊称であるので、後の天皇にあたる人物にも使われているが、正式な称号ではない。

まずは同時代の史料から称号問題を考えてみたい。5世紀の倭国を記した『宋書』倭国伝によれば、倭の五王は武（後の漢風諡号は雄略天皇）が「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王」として冊封されていたように、「王」であった。

ところが、1988年に千葉県市原市の稲荷台一号墳から出土した5世紀第3四半期の「王賜」銘鉄剣に、

(表) 王賜□□敬□

(裏) 此廷□□…

とあるので⁽⁷⁾、5世紀中葉頃までの倭国王は、中国から冊封された「倭王（倭国王）」と同じ「王」を名のっていたことが判明した。「王賜」銘鉄剣は、本人自身が「王」を名のった倭国王の下賜刀であり、国王の称号問題を考察する上できわめて重要な史料である。この史料の出現により、天皇号以前は「大王」の称号というわけにはいかず、「王から大王へ」というような説が生まれるようになった。

さて、「大王」説の根拠とされてきたのは、(a) 埼玉県行田市の稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣（図2。以下、金錯銘鉄剣と略す）と熊本県和水町の(b) 江田船山古墳出土銀錯銘大刀（図3。同、銀錯銘大刀）にみえる「大王」である。

図2には、干支「辛亥年」があり、西暦471年のことである。この銘文に「獲加多支鹵大王」の語がある。この銘文の

〔図2〕 金錯銘鉄剣

(表) 辛亥年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の児、(名は)タカリのスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。
(裏) 其の児、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の児、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

〔図3〕 銀錯銘大刀

治天下獲□□□鹵大王世、奉事典曹人名无利弓、八月中用大鐵釜、并四尺延刀八十練九十振、三寸上好□刀、服此刀者長壽、子孫洋々得□恩也、不失其所統、作者名伊太利、書者張安也

出現により、(b) 銀錯銘大刀の「獲□□□鹵大王」も、同じ獲加多支鹵（雄略天皇）であることが判明した。

銘文によれば、(a) の乎獲居（ヲワケ）は杖刀人首として、(b) の无利豆（ムリテ）は典曹人として「獲加多支鹵大王」に「奉事」する、と書かれている。奉事とは「仕え奉る」ということであり、宣命などに類出する「仕奉」と同じ意味である。金錯銘鉄剣には「乎獲居臣」と記されているので、臣従関係の一種であろう。

このように杖刀人や典曹人は倭国王に奉事していたが、その人物が倭国王に対し「大王」と呼んでいることになる。「王賜」銘鉄剣では、倭国王と同じ「王」の称号であったが、ワカタケル（雄略）の時期から「大王」という称号に変化したのであろうか。

ここで注意したいことは、「王賜」銘鉄剣では倭国王自らが下賜した刀であるので、倭国の首長は「王」であることが明白である。ところが、(a) (b) の「大王」は自称の称号ではなく、倭国王と臣従関係にあるヲワケやムリテが呼称している言葉である。「大王」の名称は必ずしも称号と判断することはできない、ということになる。「王賜銘」鉄剣と (a) (b) の金文との性格の違いを、はっきりと認識しなければならない。

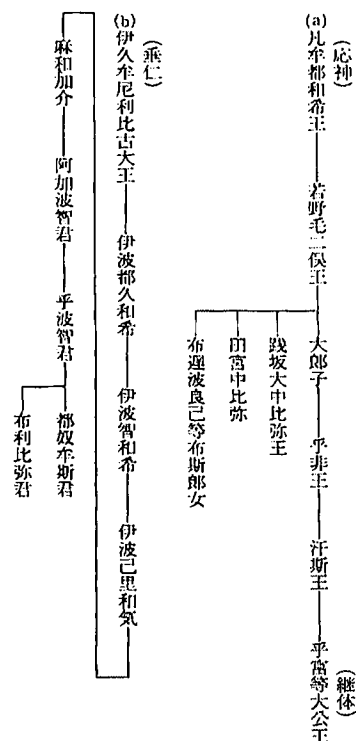
この「大王」の用語問題を考える一つの素材が、『釈日本紀』（卜部兼方著、鎌倉時代中期）に引用された「上宮記」逸文である。逸文を系譜にすれば、図4となる。

〔図4〕 上宮記系譜

この「上宮記」は現存していないが、『古事記』『日本書紀』より古い書と考えられている。その系譜によれば、応神天皇が「凡牟都和希王」、継体天皇が「乎富等大公王」、垂仁天皇が「伊久牟尼利比古大王」と書かれている。ここには「王」「大公王」「大王」という名称がみえる。

凡牟都和希王（応神）は、「王賜」銘鉄剣以前であるので、「王」の表記でさしつかえない。しかし、応神以前の垂仁天皇が「大王」の呼称であり、雄略以降となる継体天皇が「大公王」と呼ばれている。雄略の時代に「王」から「大王」へというようにはなっておらず、むしろ多様な「称号」が用いられているとみなければなるまい。つまり、「大王」の名称が、制度的な称号として確定しているとは考えられないのである。

『宋書』倭国伝では、武（雄略）は宋に対して「大王」称号の要請は行なわなかった。中国では基本的に「大王」は尊称として使われており、こうした尊称を称号として使用することはないと評さなければならない。ヤマト王権の王の称号は、中国から冊封された「倭国王」と同じ「王」であっ



日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

た可能性が強い。このように「大王」は尊称として用いられていたが、実際に使われていた君主号は、中国から冊封された「倭国王」、「王賜」銘鉄剣にある自称称号の「王」が使用されていたと考えられる⁽⁸⁾。

ここで『日本書紀』に記されている用字法を取りあげてみる。たとえば「於是、穴穗部皇子、陰謀王天下之事（是に、穴穗部皇子、陰に天下に王たらむ事を謀りて）」（用明元年5月条）とあるように、王位を狙う際に「王天下（天下に王たらむ）」という記述がある。こうした「王」の用法は、「詔曰、自磐余彦之帝（神武）、水間城之王（崇神）、（略）爰降小泊瀬天皇之王天下」（継体24年条）とあるように、後の崇神天皇の「水間城之王」の「王」字と共通の意識である。

次に、同時代史料ではないが、『古事記』の君主表記から検討を加えてみよう。『古事記』には神武天皇を除き、各天皇段の冒頭に、たとえば崇神天皇の場合、「御真木入日子印恵命、坐師木水垣宮、治天下也（御真木入日子印恵命、師木の水垣宮に坐して、天の下を治しめす）」という定型句が記されている。これらの字句を推古天皇まで列挙すると、次のようになる。

- 02 綏靖 神沼河耳命、坐葛城高岡宮、治天下也。
- 03 安寧 師木津日子玉手見命、坐片塩浮穴宮、治天下也。
- 04 懿徳 大倭日子鉏友命、坐軽之境崗宮、治天下也。
- 05 孝昭 御真津日子訶恵志泥命、坐葛城掖上宮、治天下也。
- 06 孝安 大倭帯日子国押人命、坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也。
- 07 孝靈 大倭根子日子賦斗迹命、坐黒田廬戸宮、治天下也。
- 08 孝元 大倭根子日子国玖琉命、坐軽之堺原宮、治天下也。
- 09 開化 若倭根子日子大毗々命、坐春日之伊耶河宮、治天下也。
- 10 崇神 御真木入日子印恵命、坐師木水垣宮、治天下也。
- 11 垂仁 伊久米伊理毗古伊佐知命、坐師木玉垣宮、治天下也。
- 12 景行 大帯日子淤斯呂和氣天皇、坐總向之日代宮、治天下也。
- 13 成務 若帯日子天皇、坐近淡海之志賀高穴穗宮、治天下也。
- 14 仲哀 帶中日子天皇、坐穴門之豊浦宮、及筑紫訶志比宮、治天下也。
- 15 応神 品陀和氣命、坐軽嶋之明宮、治天下也。
- 16 仁徳 大雀命、坐難波之高津宮、治天下也。
- 17 履中 子、伊耶本和氣王、坐伊波礼之若桜宮、治天下也。
- 18 反正 弟、水齒別命、坐多治比之柴垣宮、治天下也。
- 19 允恭、弟、男浅津間若子宿祢王、坐遠飛鳥宮、治天下也。
- 20 安康 御子、穴穗御子、坐石上之穴穗宮、治天下也。
- 21 雄略 大長谷若建命、坐長谷朝倉宮、治天下也。
- 22 清寧 御子、白髮大倭根子命、坐伊波礼之薺栗宮、治天下也。
- 23 顕宗 伊弉本別王御子、市刃忍齒王御子、袁祁之石巢別命、坐近飛鳥宮、治天下捌歳也。

- 24 仁賢 袁祁王兄、意祁王、坐石上広高宮、治天下也。
 25 武烈 小長谷若雀命、坐長谷之列木宮、治天下捌歳也。
 26 継体 品太王五世孫、袁本杼命、坐伊波礼之玉穗宮、治天下也。
 27 安閑 御子、広国押建金日王、坐勾之金箸宮、治天下也。
 28 宣化 弟、建小広国押楯命、坐檜峯之廬入野宮、治天下也。
 29 欽明 弟、天国押波流岐広庭天皇、坐師木嶋大宮、治天下也。
 30 敏達 御子、沼名倉太玉敷命、坐他田宮、治天下十四歳也。
 31 用明 弟、橘豊日王、坐池辺宮、治天下三歳。
 32 崇峻 弟、長谷部若雀天皇、坐倉椅柴垣宮、治天下四歳。
 33 推古 妹、豊御食炊屋比売命、坐小治田宮、治天下三十七歳。

この表示をみれば明らかなように、すべてに「**宮に坐して、天の下を治しめす」と記述されている。ここに記された「**宮」の王宮が政治を行なった場であり、王宮で政事（まつりごと）が行なわれたことが明白に書かれている。このように権力を行使する国王の政治意思が、居住している王宮から発せられることは明らかである。古代の王権論は、王宮が位置する「宮」を中心にして組み立てなければならない。

次に注目されることは、国王の表記の仕方である。表では、下線を引いたように、「命」が21例、「天皇」が5例、「王」が5例、「御子」が1例となっている。しかし、称号と評されている「大王」の表記が1例もない。これはどういうことであろうか。もし通説のように、「大王」が称号と評されているのであれば、まったく記載されていないことは想定できないのではなかろうか。記載がないのは、「大王」が称号としては制度的に定まっていなかったという理由しか考えられないであろう。

ちなみに『古事記』には「大王」の語は存在せず、「オホキミ」の言葉はすべて歌謡に用いられている「意富岐美」等の表記である。『古事記』には、「大王」に対する称号意識はなかったとみななければならない。なお、『日本書紀』には、仁徳天皇をはじめとする天皇と厩戸皇子（豊聰耳法大王）、また百濟・高句麗の国王が「大王」と呼称されている。日本古典文学大系『日本書紀』仁徳即位前紀では、「大王の語句、書紀ではこれが初見。以下允恭紀・雄略紀・顕宗紀・継体紀等にはしばしば見える。いずれも後漢書など中国の文献によったもの」と注記する⁽⁴⁹⁾。

(2) 『隋書』倭国伝の称号

最後に、『隋書』倭国伝の記事を検討したい。『隋書』なので、推古朝の称号問題である。(a) 開皇20年(600)条に、「倭王、姓は阿每、字は多利思比孤、号は阿鞞羅彌、使を遣わして闕に詣る」、(b) 大業3年(607)条に、「其の王多利思比孤、使を遣わして朝貢す。使者曰く、『聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来りて仏法を学ぶ』と。其の国書に曰く『日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや』」とある。この中における(a)「号は阿鞞羅彌」、(b)「日出ずる処の天子」と、「阿每多利思比孤」が検討対象となる。

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

(a) 「阿鞞雞彌」の読みは、同じ倭国伝にある「小徳阿鞞台」が参考になる。「阿鞞台」の「阿鞞」は、阿倍鳥の氏名「阿倍」で、「アヘ」と読む。また、「台」は「ト」で、個人名「鳥」の一部を「ト」と表記したものである。したがって、「阿鞞台」は、「アヘト」であり、阿倍鳥の中国名と思われる⁽¹⁰⁾。このように考えていけば、「阿鞞雞彌」は「アヘキミ」でいいだろう。このアヘキミに相当する倭語については、二つの説が出されている。一つは「オホキミ」であり、もう一つは「アメキミ」である。

「オホキミ」説の場合、「大王」の文字を想定することが多いが、次節で述べるように「王」も「オホキミ」と読むことが可能なので、「大王」の字にこだわる必要はない。倭国王の「王」の字が、8世紀と同じように、当時の倭語で「オホキミ」と読まれていたと解釈することもできる。したがって、倭語「オホキミ」説の場合では、その漢語表記を確定することはできない。

「アメキミ」(天王、天君)説は、日本古典文学大系本『日本書紀』⁽¹¹⁾をはじめ、角林文雄⁽¹²⁾や宮崎市定⁽¹³⁾らが主張する。「天王」の語に関しては、「百濟新撰」から記述された『日本書紀』雄略5年条と23年条に「天王」の語がみえる。したがって、『書紀』の記事が正しければ、対外関係において「天王」号を使用した可能性がある。しかし、先に述べた『古事記』の各天皇段には記載がない。このように考えてよければ、「阿鞞雞彌」の解釈については必ずしも確定できないだろう。

(b) では、倭国王が隋皇帝と同じ「天子」を名のつたので、煬帝の怒りを持ったことはすでに述べた。ただし、重要なことは、倭国では「阿鞞雞彌」とは異なる君主の称号も使用していたこと。つまり複数の君主号が存在していた事実である。しかも、それが中国と同じ君主号であった。

「阿每多利思比孤」については、中国との外交における、交渉形態から述べておく必要がある。中国では王も氏族の一員であるから姓を名のるので、倭国の王も「姓名」を告げねばならない。5世紀の宋との外交では、倭国王は国名の「倭」を姓としていた。そして獲加多支鹵(雄略天皇)の場合、「獲加多支鹵」の「タケル」の言葉の意味から「武」の字を採用し、使用していた。つまり「倭(姓)武(名)」である。倭国王は、5世紀の「倭の五王」の時期だけ、姓を有していた。5世紀末から6世紀前半に、氏(ウヂ)姓(カバネ)の秩序が形づくられたが、国王は氏姓秩序から超越した存在になった。今日でも、天皇一族には姓(氏)の名がない。

以上のように外交交渉には姓・名を名のる必要があるが、『隋書』倭国伝によると、「阿每多利思比孤」の「阿每」を姓、「多利思比孤」を名(字)として扱っていたことになる。「阿每多利思比孤」とは、アメタリシヒコ(タラシヒコ)という倭語である。「タル」を「足、満」の意味に捉えると、「天上世界でみちみちておられるりっぱな男」という意味になる。一方、「垂」と解釈すると、「天下られたりっぱな男」となる。舒明天皇の和風諡号は「息長足日広額(オキナガタラシヒヒロヌカ)天皇」であるので、諡にも使用されている。

ところが、『通典』には、「隋文帝開皇二十年、倭王姓阿每、名多利思比孤、其国号阿鞞雞彌、華言天兒也、遣使詣闕」とあり、「華言天兒也」の語句が記されている。中国語では「天兒(天子か)」という解釈であるが、どの言葉を解釈しているのかによって、二つの説がある。一つは直前の「其の国、阿鞞雞彌と号す」とみて、「阿鞞雞彌」の解釈。もう一つは、「阿鞞雞彌」説は無理なので「阿每多利思比孤」の中国語訳とみる。前者の解釈を「天王、天君」に結びつける指摘もあるが、「阿每多利思

比孤」の方が妥当するであろう。このように考えれば、「天子」を倭語で「阿每多利思比孤」と読んだ可能性が強いと思われる。いずれにせよ、「阿鞞羅彌」を同じ倭語の「阿每多利思比孤」と読むことはない。

以上の検討の結果、『隋書』倭国伝から、「大王」号説を導き出すのは、不可能といわざるをえない。

(3) 「大王」研究史の再検討

ここであらためて研究史をふりかえっておきたい。すでに述べたように、「大王」君主号説は必ずしも論証されていない。しかしながら、教科書や一般書に「大王」が用いられているので、普通には「大王」が称号として考えられているからである。

辞典の類でも、『国史大辞典』には、「(略) これらはいずれも、当時中国の皇帝から王に冊封された諸国の君主に対し、その支配権内において行われた尊称であり、国内的に君主号として用いられたものと考えられる。日本では、漢語としての『大王』が、敬称の和語としての『オホキミ』と結びつき、『天皇』(スメラミコト)の号が七世紀に成立する大和政権において、君主の称として用いられたのであろう」⁽¹⁴⁾と書かれている。また、『日本史大事典』には、「古代東アジア諸国で行われていた君主の称号大王だいおうに由来する、天皇号成立以前のヤマト王権の君主の称号。(略)近年では天皇号は七世紀末の天武一持統朝に成立したと見るのが有力な説で、それまでは大王号が君主の称号として用いられたのである」⁽¹⁵⁾と記述されている。君主称号説は、根強いのである。

このように大王に関しては、天皇号の成立との関連で取りあげられることが多い。いってみれば、「大王から天皇へ」というシエマである。その研究史のなかで、天皇号の成立時期と、それ以前の称号について、従来の主要な論考を検討の俎上に載せ、論点を明らかにしたい。

最初に、津田左右吉の「天皇考」⁽¹⁶⁾を挙げねばならないだろう。津田は、法隆寺金堂薬師像光背銘などから推古朝に天皇号が使用され始めたが、まだ正式(公式)の称号ではなく、次第に広く行なわれて、何時しか公式の称号になったことを指摘する。それ以前は、特殊な称号は作られておらず、「帝・皇帝」や「帝皇・帝王」などの一般的呼称が適用されていたと推測する。また、道教思想との関係を指摘し、唐高宗による「天皇」称号の使用を述べるが、日中における使用問題については何ら語らない。同時代史料として考えた光背銘がポイントになっているが、天皇号以前の称号については「大王」への論及はない。

この光背銘の評価を含め、大王号と天皇号についての考えを提示したのは、福山敏男⁽¹⁷⁾である。福山は、「池辺大宮治天下天皇」「小治田大宮治天下大王天皇」の「大宮」は、現在の推古天皇の呼称とするより、推古以後の時代がふさわしく、また「大王天皇」の語も不自然と指摘する。また、「聖王」の語も、厩戸皇子没後の尊称という。そして、推古朝における薬師信仰を否定し、天武朝の後半以降に製作されたと主張した。

また、天皇号については、野中寺弥勒菩薩像台座銘の「中宮天皇」が最初の正確な記文と指摘する。台座銘には「丙寅年」の干支があり、天智5年(666)説となる。なお、それ以前の名称としては、金石文の「大王」や上宮記から「大王、大公王」の語があることが記されている。

日本古代の王・王妃称号と「大王・太后」

こうした戦前における津田・福山らの研究によって、天皇号の成立問題は同時代史料に基づいて立論されるべきという研究方法が確かなものになってきた。具体的にいえば、推古朝や天智朝説が主張されてきた。しかし、天皇以前の称号についてはほとんど述べられていないことが注目される。

戦後の研究としては、竹内理三による「大王天皇考」⁽¹⁸⁾の論文が重要である。竹内は、法隆寺金堂薬師像光背銘の製作が八世紀初頭まで引き下げられても、称号そのものは推古朝でさしつかえないと述べた。そして、「推古天皇頃（AD600年頃）から既に、『天皇』を主権者の称号として用い始めたことが推論される」と指摘した。また、「大王天皇」は、政治的君主を意味する「大王」と宗教的内容をもつ「天皇」とをあわせ具えたものと理解し、大化改新頃に非神格的な内容をもつ執政者を意味する「大王」号は用いられなくなったと指摘する。それ以前の称号については、「五世紀頃から『大王』の号が用いられ始めた」と主張した。ただし、厩戸皇子のことを「法王大王」とすることをあげ、「『大王』の号がひとり天皇のみの特別のものではなかった」とも述べた。

製作された銘文が、当時の実態を正確に反映しているかどうかの理解など、その史料批判の仕方には疑問がある。それはともかく、ここに「大王から天皇へ」という道筋が作られた。ただし、大王号については慎重であり、「大王」がすぐに後の「天皇」を意味しないことが指摘されている。本稿の主題からいえば、この研究姿勢が重要である。

こうした研究史の流れのなかで、関晃が述べた「この大王説を最初に提唱されたのは竹内理三氏であるが、竹内氏においても、その後においても、大王の語が単なる敬称ではなくて正式の称号であったという証明が少しもなされていないからである」とする指摘は、まったく妥当である。「(江田) 船山古墳の太刀銘が最も正式の称号らしくみえるけれども、いずれも単なる敬称とみても差支えない」と述べるばかりか、金石文や天寿国繡帳(尾治大王)などの「大王」の事例から、「やはり大王というのは、王と呼ばれる人の中でとくに尊崇すべきもの、ことに天皇に対してよく用いられた敬称という程度にみておくのが穏当であろう」と主張する⁽¹⁹⁾。当然の結論というべきであろう。

関晃の論述によって、大王号を主張する説は、関説への言及が必要になった。しかしながら、一般書などではあいかわらず「大王」が称号として扱われているのが現状である。ただし、このような研究状況のなかで、角林文雄は天寿国繡帳における「尾治大王」の表記を念頭に、「『大王』号を唯一絶対の君主、あるいはそれに近い人物の称号と考えることは不可能である」と強調していた⁽²⁰⁾。

ところで、称号問題について、私は『古代天皇の誕生』においては、研究対象として取りあげた⁽²¹⁾。それ以前は、『古代王権の展開』において、結論的にいえば「大王という名称は、称号として必ずしも定まっていない。ということは、天皇号の成立以前に大王号が正式の称号として使われていたとはいえないのである」と叙述していた⁽²²⁾。そして、7世紀初頭に関しては、「『隋書』にみられるように天子、またはアメタリシヒコ、あるいはアメキミ(天王)を称号としていたようである」と述べるにとどまっていた。しかし、『古代天皇の誕生』において「大王」の文字史料を検討し、尊称(敬称)説を強く主張するに至ったのである。

ここでくりかえして天皇号以前の称号についていえば、その称号が「大王」であるという積極的な論証はこれまでなく、むしろ尊称説の方が妥当であるといわざるをえない。従来の大王称号説には、

確固とした実証がないばかりか、逆に不可能であると思われる。同時代史料のうち、「推古朝遺文」といわれる推古朝時代と称される史料は、現在のところ推古朝の史料とは確定できないからである。

そのため、(1) で検討したように、大王を称号として扱えることができる史料はなく、「王」に本質があると見なければならぬ。かつて宮崎市定が述べたように、中国・朝鮮諸国にみられる「大王」の名称は、単なる尊称であって称号ではない。尊敬の意を表わす時に大王と呼ばれるのである⁽²³⁾。今日でも、この結論を原則的に承認するしかない。したがって、(1) で述べたように、「大王」の名称は尊称にしかすぎないのである。

最後に、「大王」の読みについて述べておきたい。5世紀の金錯銘鉄剣や銀錯銘大刀は、正格漢文で書かれている。そのなかにみえる「大王」の語は、どのように読まれていたであろうか。銘文にある「獲加多支鹵」などの固有名詞は、倭国の言葉を仮借（いわゆる漢字仮名）で表記している。これと「大王」の読みは、区別して考えるべきであろう。また、「斯鬼宮」の「宮」の読みなどは、まだ断定的に述べることはできないが、訓読みの段階には至っていないだろう。したがって、「大王」の語の読みは、音読を想定するのが無難かと思われる。しかし、このことは当時の倭国において、「大王」と同義語の言葉が存在しなかったことを意味するものではない。「大王」に対応する倭語（和語）を想定しておく必要がある。

6世紀になれば、「鳥飼（鳥養）部」「馬養」などの部民は、「トリカヒ」「ウマカヒ」というように訓読されただろう。5世紀の「杖刀人」（金錯銘鉄剣）、典曹人（銀錯銘大刀）は漢語であったが、百済など朝鮮諸国の影響を受けて成立した部民制は、言葉どおり倭語順に表記する。おそらく訓読みが始まったものと思われる。

「大王」「王」と関連する倭語は、「オホキミ」である。この言葉をめぐっては、つとに本居宣長が「さして天皇を始奉て皇子諸王まで通ひて大君と申して、かの王字を意富伎美とも訓り」（『古事記伝』巻40）、「意富伎美と申す御称は、天皇を始奉て、親王諸王までにわたる御称にて」（『古事記伝』巻22）と述べている。このように「大王」の訓読みは「オホキミ」でさしつかえないであろう。また、「王」の読みも「オホキミ」ないし「ミコ」である。したがって、「この大王は国語で如何に訓んだか明らかでないが（王をオホキミと訓んだとすれば、オホイオホキミとでも訓むべきであろうか）」⁽²⁴⁾ というように考える必要はない。ともに「オホキミ」でかまわない。後の『万葉集』にも「王者（オホキミは）」（205番歌）、「吾大王者（わがオホキミは）」（420番歌）とあり、「大王」「王」はともに「オホキミ」である。

三 「太后」の名称について

(1) 「太后」の用語と用法

「大王」の名称を尊称として捉えるのであれば、同じ「大」の字を用いる「太后」はどのように考えられるのであろうか。

『日本書紀』には、天皇の後宮である「皇后・妃・夫人・嬪」が記載されている。「皇后・妃」の語

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

は神武紀から表れるが、これらの表記は後世の法令によって潤色されたことはまちがいない。その規定は浄御原令⁽²⁵⁾、ないし大宝令⁽²⁶⁾で法制化されたと指摘されている。また、『書紀』に書かれている後宮の記述は、『書紀』編纂時における現行法である大宝令の用語に基づいて、書き直された可能性もある。そのため、『書紀』の記載から、ただちに後宮の称号問題を論じることはできないのが研究状況である。本稿では、後宮の名称として「キサキ」の用語を使うことにする。

ところで、『古事記』には、「皇后・妃・夫人・嬪」のような後宮の記載はない。問題となる「大后」として記されているキサキは、①神武の伊須気余理比売、②垂仁の比婆須比売、③仲哀の息長帯比売、④仁徳の石之日売、⑤允恭の忍坂之大中津比売、⑥安康の長田大郎女、⑦雄略の若日下部王、⑧継体の手白髪の8名である。

これらのキサキは「帝紀」によった記事と思われるが、その記述の仕方である「(某天皇)***に娶して、生みませる御子、**王」という箇所には、「是ハ大后ソ」という注記がある人物が3名いる。③の息長帯比売は、応神天皇を生む。キサキの記述では、筆頭者ではなく2番目に記されている。④の石之日売は、キサキの筆頭に記されており、履中・反正・允恭天皇を生む。⑧の手白髪は、欽明天皇を生むが、3番目の配偶者として書かれている。なお、継体の場合は、2番目に記された目子郎女も、安閑・宣化天皇を生んでいる。

このように「帝紀」的部分に「大后」の注記があるのは3人であり、3人とも子どもが天皇に即位している。しかし、必ずしも配偶者の筆頭にあげられているキサキではない。またこれ以外に、「旧辞」と思われる物語的部分に5人の大后がみえる。以上のように、『古事記』では、「大后」は配偶者の筆頭にあげられているわけではなく、また天皇を生む生まないとは無関係に記されている。

こうした『古事記』における大后の特徴は、『書紀』の記述とは必ずしも同じではなく、天皇のキサキのなかでも、特に大きな政治力を持つ人物と指摘されている⁽²⁷⁾。この指摘はほぼ妥当と思われるが、このような特徴があるのは、当時の「大后」が正式な称号として制度化されていないからであろう。その証拠に、『古事記』の記述には、「大后」「后」の用語が混用されていることがあげられる。③長田大郎女を「皇后」にした記述のあと、「后」とも「大后」とも表記している(安康天皇段)。「大后」の用語が「皇后」と同じ意味であるばかりか、「大后」と「后」とが混用されている。このように後宮の用語は、必ずしも厳密に記載されていない。「后」という表記の仕方でも、「大后」ないし「皇后」をも意味するからである。

(2) 「大后から皇后へ」という通説

さて、「皇后」の称号は、浄御原令で規定された。それ以前の称号が、大后(オホキサキ)であることを指摘したのは岸俊男である⁽²⁸⁾。岸は、(1)『古事記』には、ほとんど「大后」の名称であること(3カ所に「皇后」の文字を使用)、(2)天寿国繡帳銘や法隆寺釈迦三尊光背銘など、推古朝に製作されたと推定される史料に「大后」とあることから、皇后以前の称号は「大后」と主張したのである。ただし、慎重に「必ずしも大后が制度的に固定していたのでもなさそうで、いわゆる正妻的取り扱いに過ぎなかったのかも知れない」とも述べている。しかしながら、この留保条件は、学界では軽

視されてきたようだ。

なお、岸は、天寿国繡帳銘には「太后」と「后」の区別があるので、太后はキサキのうちの最上者と考えている。こうした考え方は、つとに本居宣長が主張していたことで、キサキのなかの最上位者を「太后」とする。キサキが複数いたとする考えは妥当であるが、「太后」と「后」とが制度的に定まった称号として使われているわけではなかったと思われる。

ところで、天寿国繡帳銘は厩戸皇子（いわゆる聖徳太子）の伝記とされる『上宮聖徳法王帝説』に記されている。『法王帝説』は、全体では5部構成であるが、天寿国繡帳銘は第3部の一部にあたる。この刺繍は、厩戸皇子の没後、往生した天寿国のありさまを描いて、皇子を偲びたいという目的で作られたといわれている。これが推古朝の史料かどうかの検討は別にして、まずはテキストとして考察対象にしたい。

最初に、「太后」と「后」との関係について述べてみよう。繡帳銘では、欽明天皇のキサキのうち、堅塩媛（キタシヒメ）を「太后」とし、妹の小姉君（ヲアネノキミ）を「后」と区別している。また、このほかに豊御食炊屋姫（トヨミケカシキヤヒメ。推古天皇）と孔部間人公主（アナホベノハシヒトノヒメミコ。穴太部間人王。鬼前（神前）太后とも）の2人に対し、「太后」と表記している。しかしながら、『法王帝説』全体としては、孔部間人公主に対し、「太后（第一部、第三部）」とも「后（第二部）」とも表記する。『法王帝説』は、一時期に成立した著作ではないが、全体のテキストとみれば、「太后」と「后」とが区別されていない。つまり、厳密な用法として使われていない。これは『古事記』と同じである。

しかし、問題になるのは、天寿国繡帳銘で「太后」とされている、欽明天皇のキサキ堅塩媛である。なぜなら、堅塩媛は『書紀』では「妃」であり、欽明の皇后は宣化天皇の娘石姫である。太后が皇后の前身称号とすれば、欽明天皇には2人の「皇后」がいたことになる。嫡妻である皇后が同時に二人いるとは考えられないので、太后＝皇后説ではどちらかがまちがっている。もし堅塩媛が実際に「皇后」であったとすれば、この時点で蘇我系の臣下の「皇后」が存在していたことになる。

ところが、奈良時代において藤原氏の光明子の立后に際し、仁徳皇后の葛城氏系の磐之媛が臣下から皇后となった前例として取りあげられた。もし堅塩媛が「皇后」であれば、卑近な例としてあがっても不思議ではない。しかし、6世紀前半の堅塩媛は問題にならなかった。それは堅塩媛が、実際には「皇后」ではなかったからである。次に、「太后」とは何か。あらためて考えてみたい。

(3) 「太后」「后」と皇后

「太后」の名称は、結論を先に述べれば、「大王」と同じように尊称の可能性が高い。古代史学界では皇后以前の正式な称号として「太后」を捉える研究者が多いので、あらためて研究状況を振り返っておきたい。

すでに述べたように、天寿国繡帳銘において、太后とされたのは①堅塩媛（欽明の太后）・②豊御食炊屋姫（敏達の大后）・③孔部間人公主（用明の大后）の3人である。問題になる①堅塩媛を除くと、②は敏達天皇、③は用明天皇の太后で、『書紀』でも「皇后」として記されている。欽明天皇の

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

皇后は、記述したように石姫であり、堅塩媛は「妃」として書かれている。大后=皇后説では、堅塩媛が説明できない。

ここでは天寿国繡帳銘を含む『法王帝説』が、厩戸皇子の伝記的性格をもつという、原点に立ち返る必要がある。ポイントは厩戸との関係である。孔部間人公主は厩戸皇子の母、堅塩媛は父の用明天皇の母、豊御食炊屋姫は父の妹であり、3人とも近親である。これに対し、『書紀』における欽明皇后の石姫とは親族関係はない。また、蘇我腹の小姉君とも無関係である。

こうした人間関係なので、実母の孔部間人公主、父用明の母堅塩媛と、叔母で即位した豊御食炊屋姫に対し、「大后」を尊称したと考えれば、説明が可能である。必ずしも大后堅塩媛を、「皇后」として解釈する必要はない。「大后」の意味を皇后の前身の称号に限定すれば、矛盾が生じてしまう。しかし、大后を尊称として考えれば、堅塩媛の存在も矛盾はない。

後の皇后にあたるキサキに対し、「大后」という呼称が用いられたのは事実である。そのかぎりで、大后を後の皇后にあたる女性に対する名称として理解することは可能である。しかしながら、実際には「大后」と「后」が混用されていることからみると、「大后」は必ずしも正式な称号ではない。大后には、後の皇后を意味する用法のほか、堅塩媛のように尊称として呼ぶ使用法もあったのである。

これは「大王」の名称でも同じであり、天寿国繡帳銘には、「尾治大王」「我大王（厩戸皇子）」という二人の大王がいる。この二人とも、天皇にはなっていない。「上宮記」逸文と同じように、「大王」の呼称が、必ずしも天皇以前の称号として用いられていないからである。また、「尾治大王」と「尾治王」という表記があり、これも「大后」と「后」と同じような混用した使い方である。

これまで学界では、尊称である「大后」について、皇后の前身にあたる正式な称号として捉える傾向が強かった。そのため、大后の定義についてもいくつかの問題点が生じている。一般的には、「天皇の嫡妻を指した語」⁽²⁰⁾（『国史大辞典』）と理解されている。

しかし、皇位に関連して、嫡妻（正妻）という観念がいつ生まれたのか、必ずしも明らかではない。そのため、最近ではこうした通説に疑問をはさみ、実子が即位することにより、さかのぼって嫡妻にしたという考え方もだされている。たとえば欽明天皇が、継体天皇の「嫡子」と記されて即位したので、欽明を生んだ手白髪が「皇后」とされたというような捉え方である。実子が即位したことにより、嫡妻の地位が明確にされたとする説もある⁽³⁰⁾。このように、制度としての「嫡妻」と、実子の即位によって「嫡妻」とされたというような、嫡妻の規定には二つの見方がある。

こうした見方が出てくるのは、必ずしも大后が制度として確定していないからと思われる。天寿国繡帳銘では、実母や父の母、また即位した女性天皇が「大后」であるのに対し、継体のキサキ「目子郎女」は、安閑・宣化天皇を生んでいるが、「大后」としては書かれていない。こうした矛盾した記載は、法制化が進んでいない後宮制度において、いまだ慣習として嫡妻の地位が確定していなかったからであろう。大后制というような、制度として大后を位置づけるには問題が多いといわざるをえない⁽³¹⁾。

むすびに

最後にまとめを述べておきたい。「天皇・皇后・皇太子」の称号は、浄御原令で制度的に成立した。それまでの称号として、天皇は「大王」、皇后は「太后」であったといわれてきた。しかし、こうした学説は、これまで論証されることなく、議論が進んできた。すでに称号説に反対する指摘が行なわれていたが、事実としては、軽視ないし無視されてきた。「大王」「太后」の用語は尊称であって、称号ではない。私自身としては、大王について警鐘を鳴らしてきた。太后に関しても同じであり、必ずしも嫡妻（正妻）の「皇后」ではないことを強調しておかねばならない。太后については、嫡妻という地位にあったかどうか、これまた検証が必要な事柄である。

それでは、「大王」や「太后」、また「大兄」などの「大」の字はどのような意味を持つのであろうか。「大」が美称であることはまちがいないが、注意したいのは、日本には「大王」に対する「小王」、
「太后」に対する「小后」などの制度ないし地位はない。これらに近い「大兄」を取りあげればよくわかる。「大兄」に対する「小兄」はなく、天皇ないし天皇たり得べき人の長子が大兄と指摘されている⁽³²⁾。そのため、一夫多妻制のもとでは複数の大兄がいることになる。この場合、複数の大兄では王位継承の争いが起こるため、一人制の太子が誕生した。この大兄の用法は、「兄」のなかの「大兄」ではない。このような使用法は、大王・太后も同じである。

研究者の一部に、「王」のなかの「大王」という捉え方もある。『国史大辞典』には、「地方首長たる王の上に君臨する者の意であるとも、わが君の意の敬称であるといわれる」⁽³³⁾と記されている。ただし、「オホキミーキミ」という倭語の対比から考えるのは、すでに述べたように「王」も「オホキミ」と読むので正しくない。また、地方に「王（キミ）」が存在したという見解は、必ずしも論証されていない。3世紀の『魏志』倭人伝によれば、倭国王の卑弥呼に対し、伊都国と狗奴国に王がいた。しかし、5世紀になると「倭の五王」以外に「王」を名のる人物は記されていない。地方に「王」がいて、その王に君臨するのがヤマト王権の「大王」であるとは、論証されていない。「王中の王」と捉えることはできないのである⁽³⁴⁾。

このように「大王」は、国王ないしその立ち位置が「国王に近い距離の人」に対する尊称である。また太后も、キサキの立ち位置が「国王に近い距離の人」に対する尊称として使用されている。したがって、後の天皇や皇后にあたる者が、「大王」「太后」と呼ばれることが多いのは事実である。しかしながら、天皇・皇后に限定されて使われるような称号ではなかった、という結論になる。

なお、本稿においては、研究史を網羅的に取りあげることはできなかった。諸賢のご海容をお願いしたい。

(注)

⁽¹⁾ 本稿と関係が強い、最近の著者の研究として、『ヤマト王権』（岩波新書、2010年）、「古代史からみた王権論」（『古墳時代研究の現状と課題』下、同成社、2012年）、『女帝の古代日本』（岩波新書、2012年）が

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

ある。

- (2) 「日本」の国号は、大宝元年（701）制定の大宝令で定まる。それ以前は「倭国」であるが、便宜的に「日本」を使用する場合がある。
- (3) 渡辺 茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」（『展望日本歴史』5「飛鳥の朝廷」、東京堂出版、2001年。初出は1967年）
- (4) 東野治之「天皇号の成立年代について」（『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、1977年。初出は、1969年）
- (5) 堀 敏一『中国と古代東アジア世界』岩波書店、1993年
- (6) 石母田正『日本古代国家論』第一部、岩波書店、1973年
- (7) 市原市教育委員会他編『「王賜」銘鉄剣 概報』吉川弘文館、1988年
- (8) 吉村武彦『古代天皇の誕生』角川選書、1998年
- (9) 日本古典文学大系『日本書紀』上、382頁頭注10、岩波書店、1967年
- (10) 渡辺三男「隋書倭国伝の日本語比定」（『駒沢国文』5、1966年）
- (11) 日本古典文学大系『日本書紀』下、補注16-1、岩波書店、1965年
- (12) 角林文雄「日本古代の君主の称号」（『日本古代の政治と経済』吉川弘文館、1989年。初出は1972年）
- (13) 宮崎市定「天皇なる称号の由来について」（『古代大和朝廷』筑摩叢書、1988年。初出は1978年）
- (14) 笹山晴生「大王（だいおう）」（『国史大辞典』2、吉川弘文館、1980年）
- (15) 森 公章「大王（おおきみ）」（『日本史大事典』1、平凡社、1992年）
- (16) 津田左右吉「天皇考」（『津田左右吉著作集』3「日本上代史の研究』岩波書店、1963年。初出は1920年）
- (17) 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」（『夢殿』13「法隆寺の銘文』鶴故郷舎、1935年）
- (18) 竹内理三「大王天皇考」（『竹内理三著作集』4、角川書店、2000年。初出は1952年）
- (19) 関 晃「推古朝政治の性格」（『関晃著作集』2「大化改新の研究 下』吉川弘文館、1996年。初出は1967年）。
- (20) 角林前掲「日本古代の君主の称号」
- (21) 吉村前掲『古代天皇の誕生』
- (22) 吉村武彦『日本の歴史』3「古代王権の展開』集英社、1991年
- (23) 宮崎前掲「天皇なる称号の由来について」
- (24) 竹内前掲「大王天皇考」
- (25) 青木和夫「日本書紀考証三題」（『日本律令国家論攷』岩波書店、1992年。初出は1962年）
- (26) 遠藤みどり「令制キサキ制度の成立」（『日本歴史』754、2011年）
- (27) 山崎かおり「古事記の「大后」」（『古事記年報』43、2001年）
- (28) 岸 俊男「光明立後の史的意義」（『日本古代政治史研究』塙書房、1966年）
- (29) 米田雄介「大后（たいこう）」（『国史大辞典』8、吉川弘文館、1987年）
- (30) 遠山美都男『古代日本の女帝とキサキ』（角川書店、2005年）、仁藤敦史『古代王権と支配構造』（吉川弘文館、2012年）
- (31) 遠藤みどり「〈大后制〉の再検討」（『古代文化』63-2、2011年）
- (32) 井上光貞「古代の皇太子」（『天皇と古代王権』岩波現代文庫、2000年。初出は1965年）
- (33) 笹山晴生「おおきみ（大君）」（『国史大辞典』8、吉川弘文館、1987年）
- (34) 東野治之「大王号の成立と天皇号」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、2004年。初出は1980年）